

地上デジタル放送への対応はお済みですが

市町村民税非課税世帯への地上デジタル放送受信のための支援について

総務省では、まだ地上デジタル放送（地デジ）に対応していない「世帯員全員が住民税非課税の世帯」に、地デジ放送を視聴するための簡易なチューナー1台を無償で給付することになりました。

対象となる世帯（以下の1から3にすべて該当すること）

- 条件1：まだ地デジ放送に対応していないこと
- 条件2：世帯全員が住民税非課税（平成21年以降の所得にかかるもの）であること
- 条件3：NHKの放送受信契約を結んでいる、あるいは、結ぼうとしている世帯

申込期限 7月24日(日)まで(当日消印有効)

申込方法

以下の書類を総務省地デジチューナー支援実施センターに郵送してください。

- (1)申込書
- (2)世帯全員が記載された住民票の写し
- (3)世帯全員分（平成3年4月2日以降生まれの方の分は不要）の住民税非課税証明書
※住民票の写し、非課税証明書ともコピー不可

- ・申込書の設置場所 福祉課または企画財政課 ☎73-1333
 - ・住民票の写しの発行窓口 住民生活課 ☎73-1415
 - ・非課税証明書の発行窓口 税務課 ☎73-1413
- ※手数料がかかります。

ケーブルテレビへの加入をお考えの方は・・・

3月中のお申込みは、町が引込工事費用を負担します（加入金、宅内工事費用は、加入者負担です）。

4月以降は、引込工事費用も加入者負担となりますので、ケーブルテレビのご加入を検討されている場合は、お早めにお申込みください。

【問い合わせ先】

- 制度について 総務省 地デジチューナー支援実施センター ☎0570-023724
- ケーブルテレビ加入について 企画財政課 ☎73-1412